

第3期横浜港南台北公園こどもログハウス
指定管理者選定委員会選定報告書

平成27年8月

1 経緯

第3期横浜市港南台北公園こどもログハウスの指定管理者の選定にあたり、「横浜市港南台北公園こどもログハウス指定管理者選定委員会運営要綱（以下、「要綱」という）」に基づき、横浜市港南台北公園こどもログハウス指定管理者選定委員会(以下、「選定委員会」という)は、応募団体から提出された提案書類の審査や面接を行ってまいりました。

このたび、選定委員会により指定候補者を選定しましたので、要綱第10条に基づき、ここに選定結果を報告します。

2 横浜市港南台北公園こどもログハウス指定管理者選定委員会選定委員

委員長 重田 麻紀子（青山学院大学 准教授）

委員 高柳 陽子（港南区PTA連絡協議会 前会長）

長 信男（日野連合町内会 会長）

廣畑 成志（港南台子育て連絡会 代表）

山野井 千恵（東京地方税理士会横浜南支部 税理士）

3 指定候補者選定の経過

項目	日時
第3期横浜市港南台北公園こどもログハウス指定管理者第1回選定委員会（応募書類・選定方法など）	平成27年5月25日（月）
公募要項の配布期間	平成27年6月5日（金）～平成27年7月31日（金）
応募者説明会及び現地見学会	平成27年6月15日（月）
公募要項等に関する質問受付	平成27年6月15日（月）～平成27年6月22日（月）
公募要項に関する質問回答	平成27年7月6日（月）
応募書類の受付	平成27年7月30日（木）～平成27年7月31日（金）
第3期横浜市港南台北公園こどもログハウス指定管理者第2回選定委員会（面接審査・審議）	平成27年8月24日（月）

4 選定にあたっての考え方

横浜市港南台北公園こどもログハウス指定管理者選定委員会では、「横浜市港南区地区センター指定管理者公募要項」において、あらかじめ定めた評価基準項目に従い、書類審査及び団体への面接審査により、総合的に審査・選定を行いました。

なお、評価点については各選定委員が100点を持ち点とし、評価項目ごとに評価し、その合計点を、団体の獲得点数としました。また、現指定管理者の運営実績評価として加減5点の項目を設けました。

5 選定評価項目及び配点

項目	審査の視点	配点
1 団体の状況		
(1) 団体の理念・基本方針・財務状況等	団体の理念、基本方針及び業務実績などが、公共性の高いものであり、公の施設の管理運営者としてふさわしいものであるか。また、団体の財務状況は健全か	10
(2) 応募理由	区の施策や地域の特性、施設の設置目的を十分に理解した妥当性・具体性がある応募理由であり、施設運営に熱意が感じられるか。	5
(3) 既存団体の運営実績	同施設の既存指定管理者にあつては、区の業務点検等による評価が良好または不良であったか。	±5
2 職員配置・育成		
(1) 管理運営体制	施設・設備の維持管理に必要な人員を確保し、配置する計画となっているか。	10
(2) 職員研修・育成	職員の資質向上のための研修が計画されているか。	5
3 施設の管理運営		
(1) 施設及び設備の維持保全及び管理	施設の安全確保及び長寿命化の観点から、適切な維持保全（施設・設備の点検など）計画となっているか。	5
(2) 小破修繕への取組み	施設の安全確保及び長寿命化の観点から、適切かつ積極的な修繕計画となっているか。	5
(3) 事故防止体制・緊急時(防犯)の対応	事件・事故の防止体制が適切か。事故発生時、緊急時の対応、連絡体制などに具体性があり、適切か。	5
(4) 防災に対する取組み	市(区)防災計画を踏まえ、公の施設としての役割を踏まえたものとなっているか。 日常的に、地域と連携した取組みがなされているか。	5
(5) 利用者のニーズ・要望・苦情への対応	利用者の意見、要望、苦情等の受け付け方法や、これらに対する改善方法に具体性があるか。	10
(6) 個人情報保護・情報公開、人権尊重、環境への配慮、市内中小企業優先発注など、本市の重要施策を踏まえた取組み	個人情報保護の取組に具体性があるか。情報公開への取り組みが適切であるか。 ヨコハマ3R 夢プラン、人権尊重など本市の重要施策を踏まえた、取組みとなっているか。 市中小企業振興条例の趣旨を踏まえた取組みとなっているか。	5

4 事業の企画・実施			
(1) 事業計画、事業展開	地域コミュニティの醸成や地域の連携を促進させるとともに、幅広い層の多くの住民が参加しやすい魅力的な事業計画となっているか。	10	
(2) 施設の利用促進	質の高い接客サービスを提供するための取組みとなっているか。 利用者数、稼働率の向上に対し、効果的・具体的な取組みとなっているか。	5	
(3) 地域課題の理解及び、課題を踏まえた事業提案	地域特性を理解し、地域課題やニーズを十分に捉えた施設運営、事業計画となっているか。	5	
(4) 関係機関及び地域団体との連携	関係機関、近隣施設との連携の考え方は適切か。自治会町内会など地域の団体との連携の考え方は適切か。	5	
5 収支計画及び指定管理料			
(1) 指定管理料の額	収支計画が適切であり、効率的な経費の執行による適切な指定管理料となっているか。	5	
(2) 施設の課題等に応じた費用配分	利用者サービスのための経費や修繕費への配分など、施設の特長や課題に応じた、費用配分となっているか。	5	
合計			既存団体の場合 105 点 既存団体以外の場合 100 点

6 応募団体

特定非営利活動法人 港南区レクリエーション協会

7 選定結果

選定委員会において、提案書類及び面接審査の内容を総合的に審査した結果、次の団体を、指定候補者に選定しました。

指定候補者： 特定非営利活動法人 港南区レクリエーション協会

8 評価点

別紙のとおり

9 委員の主な意見

- ・港南区の子どもたちを区民で育てていこうと努力されている点は良い。
- ・子ども委員会の設置など、子ども目線の運営に取り組んでいるところは良い。
- ・子どもの意見を積極的に活用している点は、子どもの自主活動意識の向上に資するものとして良い。

- 運営コストが厳しい中、活動理念の実現に向けての熱意と努力が感じられた。
- 防災面での対応をもう少し広く周知して頂きたい。
- 財務状況資料の支出の一部内容に不明瞭な部分が残っている。
- 会計管理と運用についての専門性が少し欠けているように思う。
- 提案内容に関して、事業の現状維持というマンネリ化があるように感じる。

団体名	特定非営利活動法人港南区レクリエーション協会
-----	------------------------

項 目		審査の視点(例)	配点	配点
1 団体の状況 (20点)	(1) 団体の理念・基本方針・財務状況等	団体の理念、基本方針及び業務実績などが、公共性の高いものであり、公の施設の管理運営者としてふさわしいものであるか。また、団体の財務状況は健全か。	10	40
	(2) 応募理由	区の施策や地域の特性、施設の設置目的を十分に理解した妥当性・具体性がある応募理由であり、施設運営に熱意が感じられるか。	5	19
	(3) 既存団体の運営実績	同施設の既存指定管理者にあつては、区の業務点検等による評価が良好または不良であつたか。	5	19
2 職員配置・育成 (15点)	(1) 管理運営体制	施設・設備の維持管理に必要な人員を確保し、配置する計画となっているか。	10	40
	(2) 職員研修・育成	職員の資質向上のための研修が計画されているか。	5	21
3 施設の管理運営 (30点)	(1) 施設及び設備の維持保全 及び管理	施設の安全確保及び長寿命化の観点から、適切な維持保全(施設・設備の点検など)計画となっているか。	5	20
	(2) 小破修繕への取組み	施設の安全確保及び長寿命化の観点から、適切かつ積極的な修繕計画となっているか。	5	20
	(3) 事故防止体制・緊急時(防犯)の対応	事件・事故の防止体制が適切か。事故発生時、緊急時の対応、連絡体制などに具体性があり、適切か。	5	21
	(4) 防災に対する取組み	市(区)防災計画を踏まえ、公の施設としての役割を踏まえたものとなっているか。日常的に、地域と連携した取組みがなされているか。	5	18
	(5) 利用者のニーズ・要望・苦情への対応	利用者の意見、要望、苦情等の受け付け方法や、これらに対する改善方法に具体性があるか。	10	40
	(6) 個人情報保護・情報公開、人権尊重、環境への配慮、市内中小企業優先注など、本市の重要施策を踏まえた取組み	個人情報保護の取組に具体性があるか。情報公開への取組みが適切であるか。ヨコハマ3R夢プラン、人権尊重など本市の重要施策を踏まえた、取組みとなっているか。市中小企業振興条例の趣旨を踏まえた取組みとなっているか。	5	20
4 事業の企画・実施 (25点)	(1) 事業計画、事業展開	地域コミュニティの醸成や地域の連携を促進させるとともに、幅広い層の多くの住民が参加しやすい魅力的な事業計画となっているか。	10	36
	(2) 施設の利用促進	質の高い接客サービスを提供するための取組みとなっているか。利用者数、稼働率の向上に対し、効果的・具体的な取組みとなっているか。	5	18
	(3) 地域課題の理解及び、課題を踏まえた事業提案	地域特性を理解し、地域課題やニーズを十分に捉えた施設運営、事業計画となっているか。	5	19
	(4) 関係機関及び地域団体との連携	関係機関、近隣施設との連携の考え方は適切か。自治会町内会など地域の団体との連携の考え方は適切か。	5	20
5 収支計画及び指定管理料(10点)	(1) 指定管理料の額	収支計画が適切であり、効率的な経費の執行による適切な指定管理料となっているか。	5	19
	(2) 施設の課題等に応じた費用配分	利用者サービスのための経費や修繕費への配分など、施設の特徴や課題に応じた、費用配分となっているか。	5	18
配点合計		既存団体の場合105点 既存団体以外の場合100点	105点	408点